

ふるさと納税で県北に身体的な療育を充実させよう

「ふるさと納税」とは、ふるさと（自分が貢献したいと思う都道府県・市区町村）への寄付金をいいます。5000円を超える寄付を行うと住民税と所得税から一定の控除を受けることができ、一定の金額の範囲内であれば5000円の個人負担だけで税金の納付先や使い道を指定できる制度です。

あなたの5000円と少しの労力で療育が実現するきっかけに

岡山県ではふるさと岡山応援寄附金としてふるさと納税を募集しています。県への事前連絡、寄附金の納入、確定申告の3つのstepが必要ですが、皆さんが5000円の負担で大きな寄付を出来、これを集めれば今まで財政面で動きだせなかったときいている県北での重症心身障害児・者や脳炎・脳症後遺症児に対する身体的療育が充実できる大きなチャンスになると考えています。



小児専門の理学療法は現時点では旭川荘からの派遣で津山市と某民間病院でそれぞれされていますがあわせて月に3日程度で、指導を受けられる疾患・患者はきわめて少なく、作業療法については受けられる施設は未だありません。多くの重症心身障害児・者や脳炎・脳症後遺症児が足が無いために理学療法や作業療法を受けられなかったり、県南・旭川荘まで1時間以上かけて通ったりしています。このご家族の負担を軽減し、身近な県北の地で専門的な療育を継続して受けることで、子どもたちの持つ能力を高められるよう、皆様のご協力を是非お願いします。

5000円の負担で寄付できる寄付金額は上限があります。

種々の所得控除の額により変動しますが、年収500万円で3万円、年収1000万円で8万円程度になってくるのではないかと思います。もちろんそれを越えても、総所得金額等の30%以内なら通常の寄付金控除として越えた部分も所得税率（40%以内）+地方税率（10%以内）が控除されます。くわしくは、岡山県のホームページでご確認下さい（寄付上限額の試算もできます）。

現在片山のほうから県の財政課に対して実現の可否を検討いただいています。保健福祉部障害福祉課を中心に事業の必要性・公共性等も検討されていると思われます。現時点での県へのこの目的での寄付の申し出はお控えください。障害福祉課へ県北の療育の要望していただくのは応援になると思いますのでよろしくお願いします。

片山 威